

## 四街道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(四街道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 四街道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第4項中「以下第2項及び第3項」を「次項、第3項及び第15条の3第1項」に改める。

第11条中「看護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第15条第1項中「。以下この項において同じ」を削り、「あるもの」の次に「。次条第1項において同じ」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第15条の3 子育て部分休暇は、職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「及び看護時間」を「、看護時間及び子育て部分休暇」に改める。

(四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「同条例」を「勤務時間条例」に改め、「看護時間」の次に「、勤務時間条例第15条の3に規定する子育て部分休暇」を加える。

(四街道市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 四街道市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」

に改める。

第21条第2項を次のように改める。

- 2 勤務時間条例に基づき休暇（勤務時間条例第14条の規定により規則で定める育児に係る特別休暇、勤務時間条例第15条の2の規定による看護時間又は勤務時間条例第15条の3の規定による子育て部分休暇に限る。）を与えられている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第21条第3項中「という。）又は」を「という。）、」に、「の承認を」を「又は子育て部分休業の承認を」に、「又は当該介護」を「、当該介護」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。